

# 日進市居室確保事業の手引き



**令和5年4月改訂版(初版:平成24年10月)**

**日進市健康福祉部介護福祉課**

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地  
TEL 0561-73-1749 / FAX 0561-72-4554

## 1 事業の目的

障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が地域で安心して暮らすための支援体制を整備するため、地域において一時的な居室（以下「居室」という。）を確保し、緊急一時的な宿泊又は地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する居室確保事業に助成することで、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着を支援することを目的としています。

## 2 緊急一時的宿泊事業

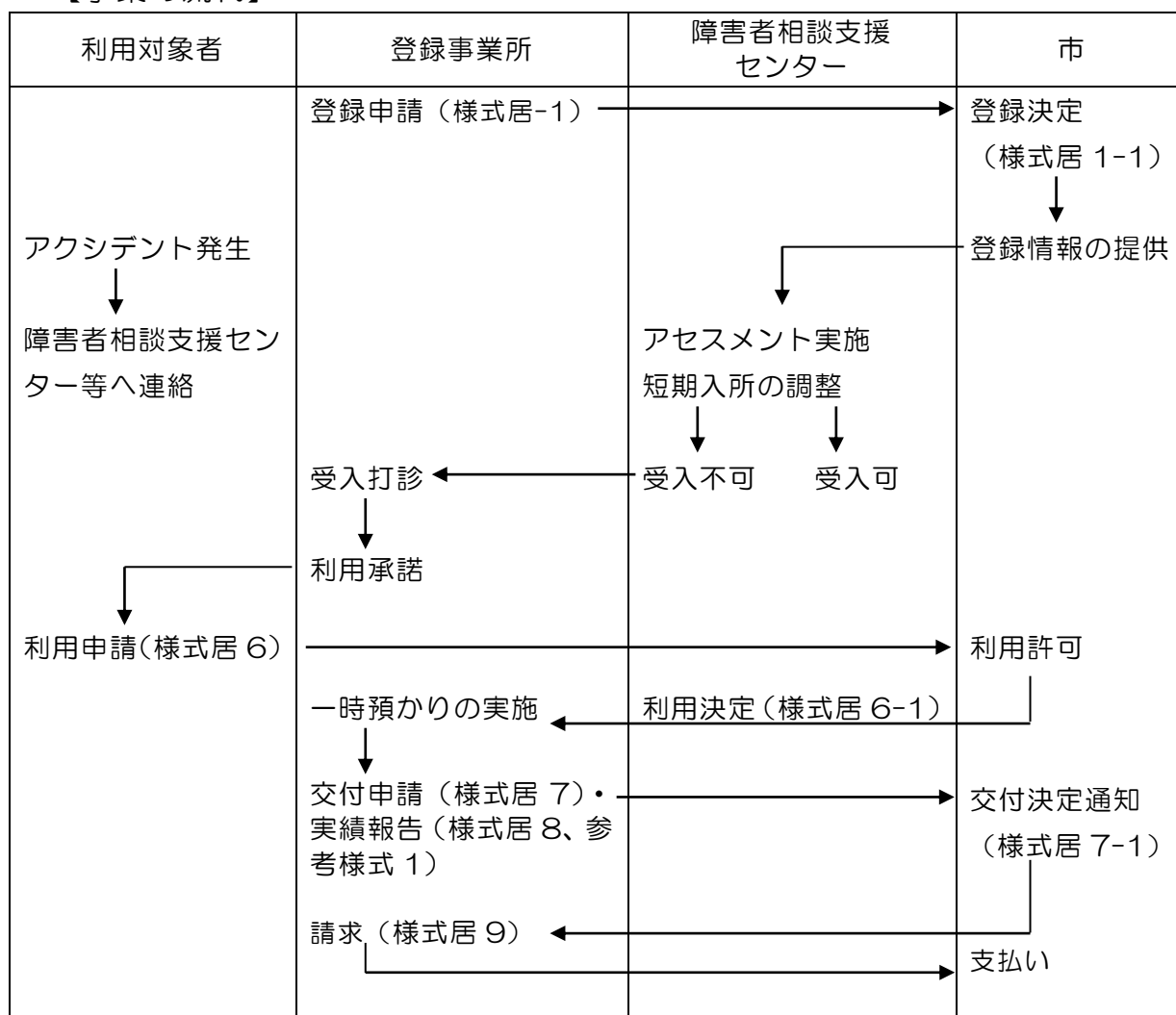
### (1) 概要

障害者等の家族にアクシデントがあり、短期入所の利用が困難な場合に、市に登録した福祉サービス事業所等（以下「登録事業所」という。）が宿泊を伴う緊急的な一時預かりを実施した場合に所定の額を助成する事業です。

### (2) 申請手続き

緊急時における短期入所の利用調整等について、障害者は日進市障害者相談支援センター（☎0561-72-0853）、障害児は子ども発達支援センター（☎0561-74-5939）が行います。

#### 【事業の流れ】



※必要な書類は（５）も参考にしてください。

### （３）事業の利用対象者

事業が利用できる人は、市内に居住し、次のいずれにも該当する障害者等です。ただし、障害者虐待等を事由として家庭での介護が受けられない状況であり、市長が特に支援が必要と認める場合はこの限りではありません。

- ① 事故、災害、出産、疾病、葬儀等の理由により、介護者又は保護者による自宅での介護等が受けられない人
- ② 相談支援事業者における相談支援が実施され、短期入所等の利用が困難であると認められる人

### （４）助成の内容

#### 【助成額】

#### ○宿泊

- ・基本利用料

受入れ時間帯	登録事業所への助成金額
概ね午後 4 時から 午前 9 時	10,000 円

- ・加算

送迎加算	片道 500 円
------	----------

#### ○日中支援

- ・基本利用料

受入れ時間数	登録事業所への助成金額
2 時間以下	2,500 円
2 時間超 4 時間以下	4,000 円
4 時間超 8 時間以下	5,000 円
8 時間超	6,000 円

- ・加算

送迎加算	片道 500 円
------	----------

※世帯の範囲は、利用対象者と同一の地番に住所を有する人としてします。

※対象者及び世帯の収入状況によって、利用者負担があります。（日進市地域生活支援事業実施規則第 8 条第 3 項の規定により利用者負担上限額とする。）

※助成対象となる経費は、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料です。

※利用対象者が社会通念上負担すべき食料費等の費用は除きます。(ただし、虐待等により、利用対象者又はその家族に負担させることができない場合はこの限りではありません。)

※登録事業所は、居室を提供し、支援員 1 名の配置をしてください。

【助成の上限】

原則として、宿泊は 1 回 3 泊、日中支援は 4 回まで(ただし、虐待等、市長が特に支援が必要と認める場合は、延長することができるものとする。)

(5) 申請に係る書類一覧

	提出書類(緊急一時的宿泊)
利用申請	利用申請書(様式居 6)
交付申請	交付申請書(様式居 7)
実績報告	実績報告書(様式居 8) (参考様式 1) 事業実績報告書
請 求	請求書(様式居 9)

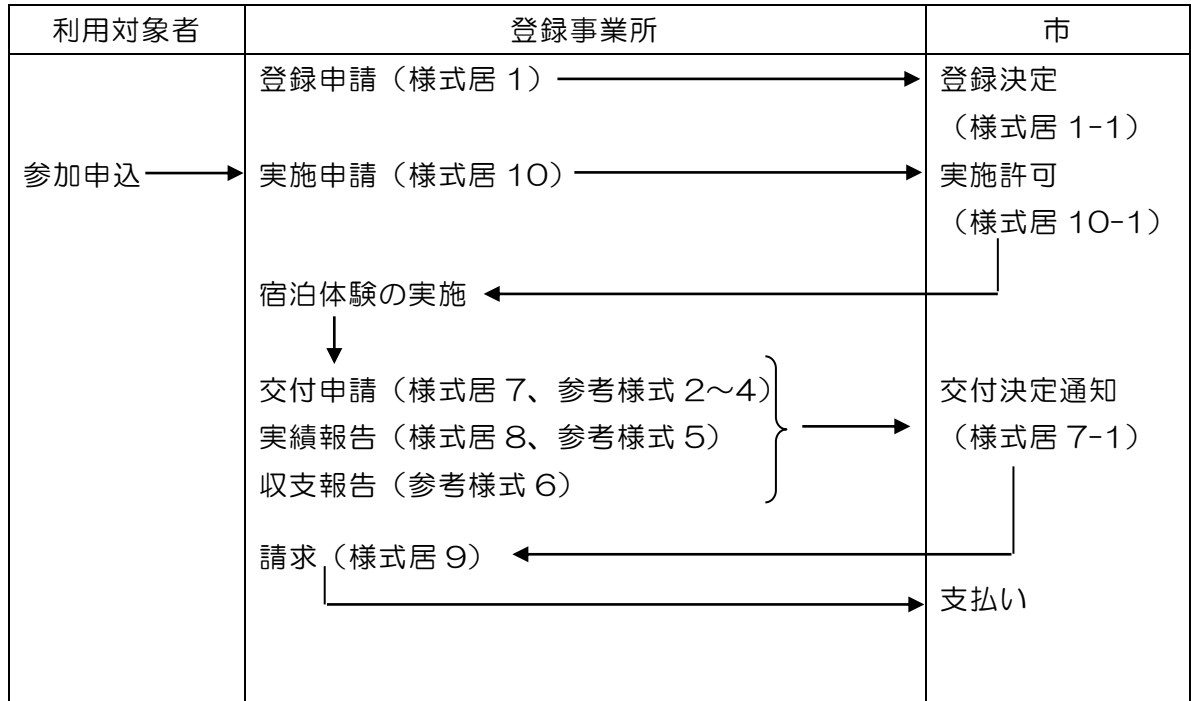
※参考様式とある書類は、同様の内容が記載されていれば任意の様式でも結構です。

### 3 体験的宿泊事業

#### (1) 概要

登録事業所が、地域において自立した生活を営むことを希望する障害者等に、居室において体験的な宿泊を提供した場合に所定の額を助成する事業です。

#### (2) 申請手続き



※必要な書類は（5）も参考にしてください。

#### (3) 事業の利用対象者

事業が利用できる人は、市内に居住し、次のいずれにも該当する障害者等です。

- ① 自立訓練、施設入所支援、共同生活援助、地域移行支援又は地域定着支援の支給のいずれも受けていない人
- ② 医療機関において、入院治療を要すると診断されていない人

#### (4) 助成の内容

##### 【助成額】

1泊につき 5,000 円 × 利用者宿泊数

※助成対象となる経費は、人件費、旅費、需用費、役務費（保険料）、使用料及び賃借料（体験場所・寝具等の賃借料）です。利用対象者が社会通念上負担すべき食料費、交通費、医療費等の費用は除きます。

##### 【助成の上限】

年7泊まで

(5) 申請に係る書類一覧

	提出書類（体験的宿泊）
交付申請	交付申請書（様式居 7） （参考様式 2）タイムスケジュール （参考様式 3）利用者名簿 （参考様式 4）収支予算書 スタッフ体制・緊急時連絡網 その他参考となる資料
実績報告	実績報告書（様式居 8） （参考様式 5）事業実績報告書 （参考様式 6）収支報告書
請 求	請求書（様式居 9）

※参考様式とある書類は、同様の内容が記載されていれば任意の様式でも結構です。また、その他の参考資料となるものがあれば一緒に提出してください。

4 事業の実績報告

- (1) 事業を実施した場合は、利用者の生活状況等を明らかにできる記録を整備してください。
- (2) 事業を完了した場合、登録事業所は、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに市に補助金交付申請書及び実績報告書を提出してください。

【必要な書類】

<緊急一時的宿泊事業> ①交付申請書（様式居 7） ②実績報告書（様式居 8） ③事業実績報告書（参考様式 1）	<体験的宿泊事業> ①実績報告書（様式居 8） ②事業実績報告書（参考様式 5） ③収支報告書（参考様式 6）
---	--

※参考様式とある書類は、同様の内容が記載されていれば、任意の様式でも結構です。また、その他、事業実施の参考資料となるものがあれば一緒に提出してください。

## 5 登録できる事業所

登録できる事業所は、日進市及び日進市に近隣する市町に所在し、次のいずれにも該当する事業所です。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（短期入所を除く）、市が指定する同法第77条に規定する地域生活支援事業並びに介護保険法の規定に基づく介護保険事業（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を除く）を行う事業所
- (2) 日進市障害者虐待の防止、障害者の養護者の支援等の実施に関する要綱に規定する協力団体に登録する事業所

## 6 登録の手続き

- (1) 事業所登録申請書（様式居 1）に必要書類を添付し、市に提出してください。
- (2) 登録は、毎月1日を基準日として登録手続きを行います。そのため、申請は前月の15日までにご提出ください。
- (3) 申請時に、次の書類等を添付してください。
  - ア 最新の定款その他の基本約款（写しの場合は、要原本証明）
  - イ 事業者概要書（様式居 2）
  - ウ 事業所平面図（様式居 3）
  - エ 宿泊に利用できる設備備品等の一覧（様式居 4）
- (4) 登録を変更又は廃止する場合は、別添の変更・廃止届出書（様式居 6）をご提出ください。なお、廃止する場合は、利用者に対して登録取消の理由等を十分に説明し、理解を得るようにしてください。

## 7 宿泊場所について

- (1) 宿泊場所は、一時的な宿泊に必要な居室や設備等がある場所で、宿泊に必要な最低限の寝具等を用意又は手配できる体制を整えてください
- (2) 宿泊に必要な体制は、連絡手段を確保するとともに、利用者が急な病気、怪我等の緊急時に対応を予定する病院等を明確にしてください。また、行政機関や関係施設等の連絡網を作成してください。

## 8 登録事業所の責務

- (1) 緊急一時的宿泊事業の利用者に対して、健康管理、食事、排せつ、寝起き及び歩行等の日常生活における身の介護等を実施してください。
- (2) 体験的宿泊事業の利用者に対して、体験的な宿泊を通じて、自立に向けた計画的な生活訓練等を行ってください。
- (3) 事業所に通う利用者及びその家族等に事業の周知を行ってください。
- (4) 事業所に通う利用者及びその家族等から緊急時の連絡等があった場合は、障害者相談支援センター等との連絡調整を行ってください。